様式第4号（第7条関係）

**水道直結式スプリンクラー設備設置条件承諾書**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

佐賀西部広域水道企業団

企業長　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　申込者　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　㊞

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 設置場所 |  | |
| 建物名称 |  | |
| 消防設備士 | 氏名 | ㊞ |
| 電話 |  |
| 指定給水装置  工事事業者 | 業者名 | ㊞ |
| 主任技術者 | ㊞ |

　水道直結式スプリンクラー設備を設置するにあたり、消防設備士及び佐賀西部広域水道企業団指定給水装置工事事業者から十分に説明を受けましたので、適正に維持管理するとともに、下記条件を承諾します。

１．当該スプリンクラー設備は消防設備士が設計し、その指導の下に佐賀西部広域水道企業団指定給水装置工事事業者が施工すること。

２．当該スプリンクラー設備の作動は、他の給水器具を閉栓した状態での使用を条件としており、火災時の対応について利用者に周知すること。

３．当該スプリンクラー設備は消防法適合品であるとともに、給水設置の構造及び材質の基準に適合する構造であること。

４．給水管から当該スプリンクラー設備の系統への分岐部には、逆流防止性能を有する器具を設置すること。

５．空気又は水の停滞を防止するための措置を行うこと。また、結露現象を生じ、周囲(天井等)に影響を与える恐れのある場合は、防露措置を行うこと。

６．配水管の断水(災害その他正当な理由による制限給水、水道管破損事故及び水道施設の工事等)又は水圧低下により、当該スプリンクラー設備の性能が十分発揮できない状況が生じても、佐賀西部広域水道企業団は一切責任を負わないこと。

７．当該スプリンクラー設備が誤作動(火災時以外における作動)や、非作動(火災時に作動しなかった)が生じても、佐賀西部広域水道企業団は一切責任を負わないこと。

８．当該スプリンクラー設備が設置された家屋、部屋を賃貸する場合には、当該設備は上記条件付きであることを賃借人に熟知させること。

９．当該スプリンクラー設備の所有者を変更するときは、上記事項について譲受人に熟知させること。

１０．当該スプリンクラー設備を介して連結している給水栓等から通水状態に異状があった場合は、佐賀西部広域水道企業団指定給水装置工事事業者に連絡するとともに、当方にて処置すること。

１１．当該スプリンクラー設備の維持管理上の必要事項及び連絡先を見やすいところに表示し、利用者に周知すること。